

令和 8 年度

第 2 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 8 年 5 月 7 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 05 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗		○	15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則		○	16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	道下 和子	○	
7	須應 敏明	○		19	井上 伸啓	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢		○	21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	小田 徳生	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文		○
係 長	森戸 活美	○		主 任	石田 泰清	○	
主任主事	光保 克敏	○		(高野出張所)			
主任主事	木村 泰三	○		出張所長	平岡 靖之		○
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢	○	
出張所長	日野原 祥二		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	今西 隆行		○
				参 事	掛札 靖彦	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 恵美		○	出張所長	六原 善博		○
主 事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦	○	

事務局長	ただ今より、令和８年度第２回庄原市農業委員会総会を開催いたします。（午後１時３０分） 本日は３番木村委員、４番増谷委員、９番森兼委員から欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長を務めていただきます。
議長	（挨拶）
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は２１名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 １０番前田委員さん、９番宮崎委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは次の議案に移る前に、あらかじめ送付した議案に訂正がありますので、事務局から報告をお願いします。
事務局長	議案の訂正について報告します。 【訂正箇所】 ・議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」 受付番号１７、１８：担当委員の名前が誤っていたため、正しい担当委員の名前に修正。
議長	・議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」 受付番号６：担当委員の名前の記載に誤りがあったため正しい表記に修正。 受付番号７、８：同一の申請であったため、受付番号８を削除し７のみに修正。 受付番号９：受付番号が繰り下がったことから受付番号８に修正。 以上、報告いたします。
議長	それでは議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号１２から１９の８件について事務局からの説明を求めます。

事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 皆様よりご質疑・ご意見はございますか。
19 番井上委員	受付番号 12 について、譲受人は新規就農されるとのことですが、議案資料では耕作面積が取得面積よりも大きな数値になっています。これについては、なぜでしょうか。
事務局員 (本庁)	譲受人本人が実際には耕作していない（誰かに預けている）面積を含んでおりました。大変申し訳ございません。正しくは今回の耕作面積としては、取得面積と同一になります。
19 番井上委員	受付番号 14 について、譲受人は庄原市外の方で過去に耕作されているとのことですが、現在居住されている地域で農地を耕作しているのでしょうか。
事務局員 (本庁)	受付番号 14 の譲受人については、現在は居住している地域で耕作はしておらず、庄原市では初めて耕作を行われるとのことでしたので、新規就農者として取り扱っております。
議長	ありがとうございました。ほかにはございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 12 から 19 の 8 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 12 から 19 の 8 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。

議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	失礼いたします。 議案第 2 号 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。 原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定するものです。 内訳としましては、3 年契約が 3 件 17,009 ㎡、5 年契約が 2 件 7,319 ㎡、6 年契約が 4 件 24,112 ㎡、9 年契約が 1 件 688 ㎡、10 年契約が 5 件 9,897 ㎡、合計 15 件 59,025 ㎡となっております。 詳細は、議案資料 1 ページから 30 ページのとおりです。 なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者もしくは事後の変更として地域計画の見直しの際、目標地図に位置付ける者であることを本市農業振興課から確認しております。 以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。 説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号 7 について事務局からの説明を求めます。

事務局員 (東城出張所)	(説明 以下 概要) 受付番号 7 位 置 等： 説明資料 6, 7 ページに記載 転用事由： 露天駐車場、資材置場（追認許可を求める申請） 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： 顛末書の提出あり
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございますか。
7 番須應委員	受付番号 7 について、駐車場は単純にトラック等の自動車を駐車させておくためのスペースでよろしいでしょうか。この敷地内で洗車等が行われて汚水が発生することはないのでしょうか。
事務局員 (東城出張所)	駐車場については、自動車を駐車するだけの目的で使用すると聞いております。
議長	ありがとうございました。ほかにはございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 7 を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号 6 から 8 の 3 件について事務局からの説明を求めます。

事務局員 (西城出張所)	(説明 以下 概要) 受付番号 6 位 置 等： 説明資料 8 ～ ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要 そ の 他： なし
事務局員 (東城出張所)	受付番号 7 位 置 等： 説明資料 6, 11 ページに記載 転用事由： ライスセンター、もみ殻集積所、育苗ハウス 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし
事務局員 (東城出張所)	受付番号 8 位 置 等： 説明資料 6, 12 ページに記載 転用事由： ライスセンター、もみ殻集積所、育苗ハウス 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。

	(なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」受付番号６から８の３件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」受付番号６から８の３件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第５号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号５から８の４件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号５ 位置等：説明 13, 14 ページに記載 潰廃事由：平成 10 年頃住宅が建築された際に分筆された残地で幸作できず、現在は道の一部となっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は道路となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号６ 位置等：説明資料 13～15 ページに記載 潰廃事由：4～50 年前に畑として利用していたが、ほ場整備の際に残地となり耕作不便な場所で耕作を放棄し原野となっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は耕作不便な位置で原野化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (東城出張所)	受付番号 7 位 置 等：説明資料 6, 16 ページに記載 潰廃事由：申請地は周囲が駐車場や住宅に囲まれた小さな土地で、平成 10 年ごろから耕作者がいなくなっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は雑種地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (比和出張所)	受付番号 8 位 置 等：説明資料 17～19 ページに記載 潰廃事由：①申請地は昭和 40 年ごろに耕作不便となり、昭和 50 年ごろに苗木を植えて山林化しており、このたび地目変更登記をするため。 ②昭和 47 年頃に耕作ができなくなり、荒廃して原野・山林化しており、このたび地目変更登記をするため。 ③昭和 47 年頃に耕作ができなくなり、昭和 50 年ごろに資材置き場等の用途で雑種地となっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：①申請地は山林となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 ②申請地は山林・原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 ③申請地は雑種地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 5 号「非農地証明申請について」受付番号 5 から 8 の 4 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは、議案第 5 号「非農地証明申請について」受付番号 5 から 8 の 4 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。 (その他事項について資料にて説明) ○会長報告
事務局員 (本庁)	○報告事項 ・ 4 月役員会 ・ 令和 7 年度庄原市農業委員会年間事業実績について ・ 令和 7 年度農業委員積立金会計決算報告について ・ 令和 7 年度農業者年金の新規加入者について ○協議事項 ・ 最適化活動の点検・評価等について ・ 令和 8 年度年間事業計画について ○今後の主な日程 の報告を行った。
議長	以上、事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等はございますか。 (なしとの声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第 2 回農業委員会総会を閉会といたします。(午後 3 時 05 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和8年5月7日

議 長
(道下 和子) _____

9 番委員
(前田 耕廣) _____

10 番委員
(宮 崎 譲) _____